

ご案内

各事業者様

静岡労働局長登録講習機関第1号

(公社) 静岡県労働基準協会連合会
清水労働基準協会

令和6年度「玉掛け技能講習会（特例）」の開催について

労働安全衛生法第61条の規定により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務は、都道府県労働局長の指定する玉掛け技能講習を修了した者等を就業させることが義務づけられています。

つきましては、今般その資格を取得していただくため、下記により標記講習会を開催いたしますので、貴事業場における当該作業従事予定者を計画的に受講させていただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、本講習は下記2の受講資格を有する者のみ受講できるものですので、ご承知下さい。

記

1. 日時及び会場

学科開催 日時	1回目	2回目
	6月14日(金) 9時～17時 6月15日(土) 9時～15時	12月6日(金) 9時～17時 12月7日(土) 9時～15時
学科会場	静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 静岡市清水区島崎町 223	
実技開催 日時	6月16日(日) 8時～17時	12月8日(日) 8時～17時
実技会場	(株) 中山製鋼所 静岡市清水区三保貝島 4025-13	

※各日とも開始時刻10分前までには集合して下さい。

2. 受講資格

(1) クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚荷装置で、つり上げ荷重又は制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者。

又は、労働安全衛生法の規定による特別教育を受けて、クレーン、移動式クレーン、デリック等で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン未満の物の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。

(2) 満18歳以上であること。

3. 受講料（テキスト代・消費税を含む）

受講者1名について 25,300円（うち消費税 2,300円）

4. 申込方法

(1) 受講申込書に所要事項をご記入のうえ、受講料と実務経歴証明書、写真(3.0cm×2.4cm、講習前6ヶ月以内に撮影、上三分身正面脱帽、裏に氏名を記入して下さい。)を添えて当協会へ申込み、引換えに受講票をお受け取りください。

定員に達し次第締切りますので、お早めにお申込み下さい。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をFAXでお送りします。振込確認後、受講票、をお送りします。

※ 振込手数料、受講票の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います。

(3) 受付締切りは講習開催日の2週間前(土・日・祝日の場合はその前日)ですが、定員になり次第受付終了となることもありますので、ご了承ください。申し込み後の取り消しは、開催日の7日前までとし、受講料は受講票と領収証を返却された場合に限り返却いたします。

受講者の変更は、申込書類が揃っている場合に限り講習開催日の前日まで可能です。

(注)：講習会は日本語のテキストに沿った講義と、日本文字による修了試験を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付

当講習修了後、法令に定める修了試験(学科・実技)を行い、合格者に対しては後日連絡し交付します。

修了証交付の際には印鑑持参のうえ、当事務局までお越しください。

6. 携行品

本人確認書類の提示について

※講習会当日に受講者の本人確認書類を提示していただきます。以下の本人確認書類の内いずれか一点をご持参ください。

【本人確認書類とは】

自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など公的機関の発効したものいずれか一点とします。

(1) 学科・・・受講票・筆記用具（テキストは会場でお渡しします）

(2) 実技・・・受講票・筆記用具・作業衣(長袖、長ズボン)・作業靴・保護帽
皮手袋

※講習日、昼食は時間的に外食が難しいので各自ご持参願います。

7. 修了証の交付

法令で定める修了試験(学科、実技)を行い、合格者には後日修了証を交付します。

8. その他

(1) 学科講習会場には有料駐車場があります。

(2) 実技会場の駐車場は(株)中山製鋼所 清水工場内(無料)です。

◇ 講習のお申し込みと、お問い合わせは下記へ

清 水 労 働 基 準 協 会

住所 〒 424-0826

静岡市清水区万世町2丁目7-4

TEL&FAX (054) 351-4584

玉掛け技能講習(特例)

受講申込書

受講希望日 (初日)	令和 年 月 日
受付番号	※
修了証番号	※
交付年月日	※

ふりがな			写真貼付	のりづけ 写真 3.0cm × 2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽、無背景のもの。(裏面に氏名を記入)
氏名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	男	女	
現住所	〒 _____ 県		TEL ()	
勤務先	名称			
	所在地	〒 _____ 県		
連絡先	担当者名	部課名		
	TEL ()	FAX ()		
業務の経験	年 月 日から	通算 年 月		年 月 日まで

令和 年 月 日

静岡労働局登録教習機関(登録第1号)
 (公社)静岡県労働基準協会連合会長 殿
 (清水労働基準会)

- 注) 1. ※印は記入しないでください。
 2. 文字は明瞭に楷書で記入してください。
 3. 玉掛け補助作業等に6ヵ月以上従事した者
 ※別紙 実務経験証明に記入し証明を受けること

《個人情報について》
 上記の個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

玉掛けの補助作業等の実務経験証明

(玉掛け技能講習規程第4条(特例)を受ける場合の添付書類)

補助作業等の 期 間 ※1	(1)クレーンの種類 又は型 式 ※2	(2) 荷 の 種 類 及 び 形 状 ※3	(3) 具 体 的 な 作 業 内 容 ※4
年 月 ～ 年 月	つり上げ荷重 () トン吊り		製造工場(建設工事) (①) 作業において、玉掛け技能講習修了者 (②)の指導のもとに吊り荷 の質量(③ トン)の荷を (④)を準備、点検、 使用し(⑤)点吊りによる玉掛け作業の 補助作業に従事

※1. 補助作業等の期間欄は、証明日までに所定の従事期間が必要となりますのでご注意ください。

※2. クレーン等の種類又は形状式欄には、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等を記入して下さい。

※3. 荷の種類及び形状欄には、荷の一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)や鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC杭、機械部品、電気部品、その他等の形状を記入して下さい。

※4. 具体的な作業内容欄には、製造工場(建設工事)での〇〇作業における玉掛け補助作業の内容(①具体的な作業名 ②玉掛け技能講習修了者の氏名 ③釣り荷の重量 ④玉掛け用具 ⑤何点吊り)を記入して下さい。

玉掛けの補助作業の実務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者名 ㊟

上記の受講者が、上記の通り玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明いたします。

令和 年 月 日 事業所名

事業所所在地

代表者職氏名 ㊟

※ 実務経験証明者は法人の代表者、または適用事業場の代表者とし、証明印は職印(事業場名と役職がはいた印)とすること。

※ 受講料支払い予定日を必ず記入して下さい

月 日支払予定 (振込・持参)